

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人キープ・ママ・スマイリング（以下「本法人」という。）定款第18条の規定に基づき、本法人の役員の報酬および役員に対する実費の弁償等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の定義は次のとおりとする。

- (1)「役員」とは、定款第12条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2)「費用」とは、職務を遂行するために要した交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬及び費用の支給)

第3条 本法人は、定款第18条の規定に従い、役員に対し、月額報酬を支給する。

2 本法人は、役員が職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(報酬金額の決定)

第4条 役員の報酬は、定款第22条の規定に従い、総会の議決を経て、決定する。ただし、役員一人当たり月額10万円を上限とする。なお、役員報酬の支給対象者及び支給金額等は、当該役員の職務内容、勤続年数、学歴、年齢、経験、能力、前職での給与等を総合的に勘案した上で、過大な支給とならないよう留意しなければならない。

(計算期間ならびに支給日)

第5条 役員への月額報酬の支給計算の期間は、毎月1日から月末迄とする。

2 役員への月額報酬は、本人の指定する金融機関の本人名義の口座へ、翌月25日振り込むものとする。ただし、支払日が金融機関の休日の場合は、その翌営業日とする。

3 役員への費用の弁償は、役員から請求があった場合に、遅滞なく支払うものとする。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第6条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は、その月の総日数を基礎として在任日分を日割により計算し支給する。

(報酬からの控除)

第7条 月額報酬からは、必要に応じて源泉所得税、住民税、社会保険料等を控除するものとする。

(改正等)

第8条 この規程の制定および改廃は、総会の議決を経て行うものとする。

附則 この規定は、2025年3月18日から施行する。

給与規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人キープ・ママ・スマイリング（以下「本法人」という。）の職員の給与等の支払いに関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の定義は次のとおりとする。

(1) この規定は、法人が雇用する職員に適用する

(2) 「費用」とは、職務を遂行するために要した交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(給与及び費用の支給)

第3条 本法人は、職員に対し、月額給与を支給する。

2 本法人は、職員が職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(給与の決定)

第4条 職員の給与は、職員各人の職務の内容に応じた職務遂行能力等を勘案し理事長がこれを定め、理事会で承認を得て決定する。

(給与の算出)

第5条 給与の算出は、契約時に取り交わす雇用条件を示した雇用契約にもとづき、就業形態に沿って、月額契約によって給与を算出する。

(諸手当)

第6条 業務の種類によっては、基本給の他に、必要な手当を定めてこれを支払うことができる。

(計算期間ならびに支給日)

第7条 職員への月額給与の支給計算の期間は、毎月1日から月末迄とする。

2 月額給与は、本人の指定する金融機関の本人名義の口座へ、翌月25日振り込むものとする。

ただし、支払日が金融機関の休日の場合は、その翌営業日とする。

3 職員への費用の弁償は、職員から請求があった場合に、遅滞なく支払うものとする。

(給与からの控除)

第8条 月額給与からは、関連法規および施行令規則等に定める規定に沿って、源泉所得税、住民税、社会保険料等を控除するものとする。

(改正等その他)

第9条 当規定に定めのない事項については、関連法規および施行令規則等に定める規定に沿って双方が誠意をもって協議して雇用契約を定めることとし、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 この規定は、2025年3月18日から施行する。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人キープ・スマイリング	事業年度	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
-----	---------------------	------	--------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	612,000 円
賛助会員受取会費	700,000 円
受取寄附金	28,261,853 円
受取補助金	5,805,856 円
受取助成金	13,789,548 円
受取利息	24,244 円
雑収益	1,956,593 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	51,150,094 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		9,360,000 円	『付き添い生活応援パック』『付き添い生活応援パックライト』事業助成金
		4,000,000 円	寄附金
		3,500,000 円	『付き添い生活応援パックライト』事業 助成金
		3,000,000 円	小林製薬青い鳥財団賞副賞
		3,000,000 円	寄附金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		3,900,000 円	役員報酬、給料手当
		3,604,426 円	送料
		2,633,916 円	オリジナル缶詰製造、保管等
		2,380,099 円	オフィス家賃、水道光熱費
		1,914,550 円	広報業務委託

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		(支払) 調査啓発事業責任者として	R6.4.1 ～ R6.6.30	495,000 円	業務委託契約書に基づく 月額 165,000 円
		(支払) ・冊子制作料 ・原稿執筆料	R6.6.1 ～ R6.6.30	242,000 円	請求書による
		(支払)) 団体公式ホームページの改修業務委託料	R6.7.1 ～ R7.3.31	276,760 円	請求書による
		(支払) 食支援連絡会「えんたく」事務局として	R6.7.1 ～ R7.3.31	198,000 円	業務委託契約書に基づく 月額 22,000 円
		(支払) ・冊子制作料 ・原稿執筆料	R6.7.1 ～ R7.3.31	440,000 円	請求書による
		(支払) 経理業務委託料	R6.11.1 ～ R7.3.31	113,553 円	業務委託契約書に基づく
		(支払) ・システム業務委託料 ・付き添い応援団デスク	R6.7.1 ～ R7.1.31	770,000 円	業務委託契約書に基づく 月額 110,000 円
		(支払) ミール de スマイリング配布業務委託料	R6.4.1 ～ R7.3.31	60,000 円	業務委託契約書に基づく 月額 5,000 円
		(支払) バックオフィス業務委託料	R6.4.1 ～ R7.3.31	422,400 円	業務委託契約書に基づく
		(支払) 付き添い生活応援パック業務委託料	R6.4.1 ～ R7.3.31	209,550 円	業務委託契約書に基づく

(支払) オフィス業務委託料	R6.4.1 ～ R7.3.31	1,086,800 円	業務委託契約書 に基づく 月額 88,000 円
(支払) ミール de スマイリン グ配布業務委託料	R6.4.1 ～ R7.3.31	120,000 円	業務委託契約書 に基づく 月額 10,000 円
(支払) ・オフィス業務委託料 ・付き添い生活応援パ ック事務局として	R6.4.1 ～ R7.3.31	1,853,500 円	業務委託契約書 に基づく
(支払) オフィス業務委託料	R6.4.1 ～ R7.3.31	1,090,900 円	業務委託契約書 に基づく 月額 88,000 円
(支払) 食支援連絡会「えん たく」事務局として	R6.4.1 ～ R7.3.31	302,000 円	業務委託契約書 に基づく
(支払) ・オフィス家賃 ・オフィス水道光熱 費	R6.4.1 ～ R7.3.31	960,000 円	賃貸契約書に基 づく 月額 80,000 円 (家賃、光熱費)
(支払) ・オフィス仲介手数 料	R6.8.29	95,000 円	賃貸契約書に基 づく
(支払) ・広報業務委託料 ・アニュアルレポー ト制作ディレクショ ン	R6.4.1 ～ R6.9.30	1,914,550 円	業務委託契約書 に基づく
(支払) ・オリジナルマッ トレス制作料	R6.11.1 ～ R6.11.30	1,696,310 円	請求書による
(支払) ・付き添い生活応援 パック保管、管理委 託料	R6.4.1 ～ R6.9.30	573,738 円	業務委託契約書 に基づく
(支払) 10 周年パーティー写 真撮影	R6.11.29	66,000 円	請求書による
(支払) 10 周年パーティー動 画編集	R6.11.18 ～ R6.11.27	148,500 円	請求書による
(支払) オリジナル缶詰製 造、保管業務	R6.4.1 ～ R7.3.31	2,633,916 円	請求書による
(受取り) オリジナル缶詰販売	R6.10.1 ～ R6.10.30	11,858 円	請求書による
(支払) オリジナル T シャツ 製造	R6.6.24 R6.11.13	1,001,200 円	請求書による

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支 給 期 間 等	支給金額
			報酬	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	1,650,000 円
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	2,250,000 円
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	1,200,000 円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
0 人	0 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		R6.4.1 ～ R7.3.31	10,432,207 円	
		R6.11.1 ～ R6.11.30	2,051,060 円	マットレス寄贈
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	12,483,267 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
. .	なし	円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人キープ・スマイリング					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓	
イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等							
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 各社員の表決権が平等であること							
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
区分		①	②	③	④	⑤	
④	令和6年4月1日～令和7年3月31日	5人	0人	0%	0人	0%	
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑧	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑨	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。							
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	申請時	就任・退任年月日
光原 ゆき		理事		○							平成26年11月14日就任
梅澤 元彦		理事		○							令和4年7月1日就任
田中（大内）裕美子		理事		○							令和6年7月1日就任
白木 美和子		理事		○							令和3年7月1日就任
三浦 真		監事		○							令和4年7月1日就任
渡邊 千鶴		理事		○							平成26年11月14日就任 令和6年6月30日退任
山本 直美		理事		○							令和4年7月1日就任 令和6年6月30日退任

帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人キープ・スマイリング		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト freee を使用 ルーズリーフ	年 1 回	7 年
仕訳日記帳	会計ソフト freee を使用 ルーズリーフ	都度	7 年
預金出納帳	エクセルを使用 ルーズ リーフ	都度	7 年
棚卸資産台帳（販売数管理）	エクセルを使用 ルーズ リーフ	半年 1 回	7 年
給与台帳	エクセルを使用 ルーズ リーフ	月 1 回	7 年

[illegible]

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人キープ・スマイリング		チェック欄				
			✓				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td>する</td> <td>しない</td> </tr> </table>	同	意	する	しない
同	意						
する	しない						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人キープ・スマイリング
-----	---------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄			
事業年度		月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人キープ・スマイリング	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ